

## 加古川市住宅改造費助成金受領委任払取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、加古川市住宅改造費助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）による助成金に関する受領委任払の取扱いについて必要な事項を定め、申請者の一時的な費用負担を軽減し、もって市民の生活の安定に寄与することを目的とする。

### (事業者登録)

第2条 事業者は、加古川市の住宅改造費助成事業による助成金について受領委任払の取扱いを行う場合は、加古川市に事業者登録申請書を提出し、事業者登録を受けなければならない。また、登録内容に変更が生じた場合は、変更申請書を提出するものとする。

### (受領委任払の対象)

第3条 受領委任払の対象は、要綱第5条の規定により算出した助成金（以下「住宅改造費助成金」という。）とする。

### (住宅改造費助成金の取扱い)

第4条 住宅改造費助成金について受領委任払を利用できる者は、要綱第3条に規定する対象要件を満たしている者とする。

2 前項に規定する者が住宅改造費助成金について受領委任払を利用する場合は、次の各号に定める書類を工事着工前に市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改造費助成申請書
- (2) 介護保険住宅改修費支給にかかる書類（必要な場合）
- (3) 工事前の写真
- (4) 工事費見積書
- (5) 工事前後の図面
- (6) 住宅改造費助成金受領委任払届出書
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する書類を提出された場合は、当該申請者に対して助成決定通知書を、当該事業者には助成決定通知書の写しを送付する。

4 事業者は、住宅改造費助成金について申請者が受領委任払を利用することに同意する場合は、当該申請者が当該事業者を支払うべき住宅改修費に要する費用から、市長が住宅改造費助成金として当該申請者に助成決定した金額を控除した額を当該申請者から徴収するものとする。

5 申請者は、住宅改造費助成申請をした工事が完了した場合は、速やかに次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改造費助成事業工事完了届
- (2) 住宅改造費助成事業助成金請求書
- (3) 委任状
- (4) 支払額が確認できる書類
- (5) 工事費請求書（施工業者の作成したもの）の写し
- (6) 工事後の写真

(7) その他市長が必要と認める書類

6 市長は、前項に規定する書類が提出された場合は、当該届出の内容を審査し、申請どおりに工事が履行されたことを確認した後、住宅改造費助成金を支払うものとする。

7 住宅改造費助成金の支払いは、第5項に規定する書類が提出された日の属する月の翌月末までに支払うこととする。ただし、特別な事情により審査が遅延した場合はこの限りではない。

8 事業者は、申請者から依頼があった場合は、当該申請に必要な書類の作成に協力するとともに、申請の代行を行うものとする。

(適用除外)

第5条 市長は、次の各号に該当する者に対しては、該当する事実を認めた日から起算して1年間は受領委任払を認めない。

(1) 偽りその他不正な手段を用いて住宅改造費助成金を受け、又は受けようとした者

(2) 偽りその他不正な手段を用いて住宅改修工事を施工し、又は施工しようとした者

(3) その他市長が受領委任払いを行うにあたり不相当であると認めた者

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、住宅改造費助成金受領委任払の取扱いについて必要な事項は、市長が定めるものとする。

附則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。